

報告第 8 号

債権の放棄について

取手市債権管理条例第 6 条の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条例第 7 条の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

取手市長 中 村 修

(別紙) 放棄した債権

放棄した債権の名称	債権を 放棄した日	放棄した 事 由	放 棄 し た 債権の件数	放 棄 し た 債権の金額
新型コロナワクチン 接種費返還金	令 和 7 年 3 月 3 1 日	第 2 号 該 当	1 件	4,554 円

備考 放棄した事由の欄の号番号は、取手市債権管理条例第6条各号のいずれに該当するものかを示したものである。